

第二十六回国会
衆議院

逓信委員會議錄第二十四号

昭和三十一年五月七日(火曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 松井 政吉君

理事小泉 純也君 理事竹内 俊吉君

理事橋本登美三郎君 理事廣瀬 正雄君

理事松前 重義君 理事森本 靖君

川崎末五郎君 齋藤 憲三君

中曾根康弘君 濱地 文平君

三木 武夫君 佐々木更三君

杉山元治郎君 原 茂君

出席政府委員

郵政事務次官 伊東 岩男君

郵政事務官(大臣官房電氣通 松田 英一君

信監理官)

委員外の出席者

郵政事務官(大臣官房文書課長) 浅野 賢澄君

日本電信電話 社副總裁 梶 勉君

日本電信電話 公社理事(業務局長) 吉沢 武雄君

専門員 吉田 弘苗君

四月二十六日

委員井手以誠君辞任につき、その補

欠として浅沼稻次郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同月二十七日

委員志村茂治君辞任につき、その補

欠として勝間田清一君が議長の指名

で委員に選任された。

五月六日

委員平野三郎君辞任につき、その補

欠として鈴木周次郎君が議長の指名

第一類第十一号

逓信委員會議錄第二十四号

昭和三十一年五月七日

で委員に選任された。

同月七日

委員勝間田清一君及び浅沼稻次郎君

辞任につき、その補欠として志村茂

治君及び井手以誠君が議長の指名で

委員に選任された。

四月三十日

マイクローウェー松山、徳島回線の

開通促進に関する請願外二件(關谷

勝利君紹介)(第二九二一号)

同外二件(上林山榮吉君紹介)(第三

〇一三三号)

旧瓶岩村龜岩地区の郵便物配達措置

に関する請願(林讓治君紹介)(第二

九二二二号)

後免町内の通信機関係合に関する請

願(林讓治君紹介)(第二九二三号)

電話加入権の担保制度確立に関する

請願(川野芳清君紹介)(第二九七四

号)

大入島郵便局の郵便集配事務開始に

関する請願(村上勇君紹介)(第三〇

一四号)

の審査を本委員会に付託された。

五月六日

NHKテレビ第二放送網設置に関す

る陳情書外十三件(仙台市二十人町

通九の一宮城県中学校校長長千葉武

清外三十一名)(第八五九号)

簡易保険郵便年金加入者保養ホーム

設置に関する陳情書(和歌山県議

議長平越孝一)(第九〇〇号)

若松市にテレビ中継放送局設置に関

する陳情書(会津若松市議會議長岸

久吉(第九一九号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

有線放送電話に関する法律案(内閣

提出第一五三三号)

〇松井委員長 これより會議を開き

ます。

有線放送電話に関する法律案を議題

とし、審査を行います。本案につい

てはさきに郵政大臣より提案説明を聴取

いたしました。この際さらに逐条説

明を聴取することにいたします。松田

政府委員。

〇松田政府委員 有線放送電話に関す

る法律につきては、逐条的に大体的

御説明を申し上げたいと思ひます。

第一条は目的でございまして、「有

線放送電話業務の適正な運営を図るこ

とによつて、有線電氣通信に関する秩

序の確立に資することを目的とする。」

というふうに考へまして、有線電氣通

信法というものは有線電氣通信につい

ての基本的な法律といたしまして、そ

れによる規制は全般的に受ける。それ

に對しましてこのたび有線放送設備と

いうものを利用いたしまして、簡単な

電話を行なつていこうというもののつ

きまして、特別にこの法律でこの面だ

けについて規制をするという意味で、

有線放送電話に関する法律を作りました。

そうしてそれによつて有線電氣通

信の秩序の確立に資することにした

という目的であるわけでありませう。

第二条は定義でありまして、本法律

の中に出て参ります言葉のうち、便宜

の点から特に有線放送電話業務と有線

放送電話業務というものを定義したわ

けてあります。有線放送電話業務と申

しますものは、ここに書いてあります

ように有線放送業務を行うための有線

電氣通信設備と、それに付置して送受

話器、その他の有線電氣通信設備がこ

ざいですが、それを用いて他人の通信

を媒介し、その他これらの有線電氣通

信設備を他人の通信の用に供するこ

と、そういうふうに書きますと有線放

送も入りますので、有線放送だけは有

線放送業務の運用の規正に関する法律

というもので別に規制されております

ので、それは除いて、いわゆる電話部

分と申しますか、そういうものについ

てだけを有線放送電話業務と考へてい

くという考へ方になるわけございま

す。それを行う業務が有線放送電話業

務であるというわけでございます。

第三条は、その業務を行う者は郵政

大臣の許可を受けなければならぬと

いうことにして、許可制をとること

いたしました。あとの罰則のところ

また問題になります。許可を受けな

いでもやります者は、先ほども申し上げ

ましたように、この法律ではなくて、

基本法である有線電氣通信法に反し

て、有線電氣通信法の第十条によつ

て他人の通信を媒介することが禁止さ

れておりますが、それに対する違反と

して処理されることに相なります。

許可の基準といたしまして第四条

に、第一号から第六号まで掲げまし

たが、これに適合しておる場合には、有

線放送電話業務を行うことを郵政大臣

は許可していただくことに相なりま

す。第一号で「その住民が社会的経済

的に相互に比較的關係を有し、

かつ、その相互間における電話による

連絡が不便となつておる地域を業務区

域とするものであること」と申します

のは、大体この電話の發達の過程から考

へまして、主として農山村に發達して

参つたわけでございますが、そういう

たいわば共同社会的と申しますか、そ

の關係が都市のような状況と違つて緊

密な連絡關係を持つておるというふう

な点、それからそういう方においては

電話による連絡が相互に不便になつ

ておるために、こういう施設が必要

性が生まれてきたという点を考へまし

て、第一号を設けたわけございま

す。それから第二号は、その業務区域

が二つ以上の市町村にまたがらない、

同一の市町村内にあるということに

ございまして、これは二つ以上の市町村に

またがって広く広がつていくというふ

うなもの、現在公衆電氣通信という

ものを公社が行うという建前になつて

おります關係上、こういった電話施設

が広い範圍にまたがってできるという

ことは、日本における電話に対する

政策としてとるべきでないと思ひま

す。この範圍に限つたわけござ

います。第三号は、またこういう業

務が営利を目的として行われていく、

そのために一つの電話事業というもの

が営利の目的に遂行されていく、営利の目的に使われていくというものは、やはり国としてとるべきでないという考えから、こういう規定を設けたわけでございます。第四号は、これは当然こういった施設でございますので、それを遂行していくだけの能力もないような者は認められないのは当然だと思ひます。第五号は、これは有線放送設備を利用してという点をい

わば裏から申し上げたような規定でございます。また、もっぱら通話の用に供するための線路があるということは、これは純然たる電話の施設の中に含んでいくというところでございまして、これを認めていくという趣旨が有線放送設備を利用して簡単に電話を行なっていくという趣旨でございますので、そういった施設がない、線路がないということも許可条件の中に入れておるわけでございまして、第六号は一般の許可の場合に通常ある規定でございまして、こういう業務を行うことが公益上必要であり、かつ適切であるということも許可条件として掲げております。

第五号は、許可の有効期間の規定でございまして、これは大体五年と定めまして、ほかの一般の許可の場合の例、あるいはこの有線放送設備を利用した電話というものが、一般的には、通常その耐用期間と申しますか、そういったものは長く見ても五年であるというものが通常でございまして、そういうことも考えあわせまして、一応五年にしております。しかし第二項あるいは第三項によりましてその延長を許可することができるようになっておりますが、ただしその場合も五年以上をこえた長い期間での延長というものは

認めていかない。そのかわり何べんも再延長は可能であるということになっております。次に第六号は、業務区域の規定でございまして、第一項は、これは当然でございまして、業務区域外ではこういった有線放送電話業務を提供することはできない。第二項で業務区域を拡張しようとするときには、さきに許可をしておりますものとの関連もございまして、郵政大臣の許可を要するといふわけでございまして、

それから第七号は契約約款の届出でございまして、一たん許可いたしました業務につきましては、私どもはできるだけ監督については簡素に持つて参りまして、特別なむずかしい取扱いをしないことにしておりますが、その基本的なものである有線放送電話業務の料金その他の提供条件、それから同時に進行している有線放送の業務の利用条件については、利用者との間にはっきりしたものがなければならぬと考へますので、それには契約約款を定めて、それを郵政大臣に届けてもらふということだけを考へております。

第八号は線路の規定で、許可の条件の中にありますと同様に、そのことは運営の途中においてもそういう状態がでることは、本来の趣旨と反します。この線路は設置してはならないといふことを書いております。第九号は、相統あるいは合併が有線放送電話業者についてありました場合に、当然その地位が承継されるという規定でございまして、

第十号は、この許可を得ました有線放送電話業務というものが順当に行われていない、たとえば第一項にございすように、六カ月以内にその業務を開始しない、あるいはまた六カ月以上も休んでいるという場合には、許可を取り消すことができる。また全般的にこの法律あるいは基本法である有線電氣通信法に違反した場合に、違反したからといって、いきなり取り消すわけではございせんが、公共の利益を阻害すると認める場合には、許可を取り消すことができるというふうにしてあります。

第十一号は、必要な報告をとれるというところでございまして、第十二号、第十三号は、郵政大臣は処分をいたします場合に慎重を期しまして、こういった聴聞あるいは異議申立という規定を作っているわけでございまして、

それから第十四号で罰則がございす。これは第八号のつづらば電話の用に供するための線路を設置してはならないといふことの違反に対しての罰則でございまして、先ほど申し上げましたように基本的に許可を得ないでやつた場合については、有線電氣通信法の十号違反になりますので、それで処罰されることとなります。

第十五号は、届出あるいは報告といふことに対して違反した場合の罰則でございまして、第十六号は、法人である場合等の同罰規定でございまして、

附則といたしまして、この法律は実施いたしますまでの準備期間といたしまして二カ月というものを考へまして、二カ月を経過した日から施行することにしたしております。それから最後に、この有線放送電話

というものがその地域の必要を満たすという点に着眼いたしまして許可することにしておりますので、それはほかの施設と接続するといふことはその趣旨、使命にも逸脱してまいりますし、また電氣公社等の施設に対して与へます影響、妨害といふふうなものを考へていたしまして、接続といふものを制限してあります。そこで有線電氣通信法の第九号の次に第九号の二という規定を加へまして、ここで二つ以上の業務区域について有線放送電話に関する法律第三号の許可を受けた者、有線放送電話業務を行うことについての許可を受けた者が、一つの業務区域内の有線放送電話業務の用に供している設備と、それから他の業務区域内の有線放送電話業務の用に供する設備といふものをお互いに接続してはならないといふこと。それから第二項といたしまして、有線放送電話業務の用に供する設備は、公社または会社の設置する有線電氣通信設備ともお互いに接続してはならないといふこととしております。

この規定の前提といたしまして、有線電氣通信法によりまして、他人の有線電氣通信設備と接続することは禁止されております。しかし有線電氣通信法の規定によりまして、自己の設備あるいは公社、会社の設備との接続といふことは何もいってありませんので、そこでこの第九号の二といふものを作りまして、公社、会社の設備との接続の禁止、それから自分の行なつております有線放送電話に関する設備といふものにつきましても、この第一項によるような制限を加へておるわけでございす。

それから以下は条文の修正による単に技術的な文句の修正でございす。が、第十号の第五号の次に五の二といふのを作りまして、有線放送電話に関する法律第三号の許可を受けたところに従つて有線放送電話業務を行うとき」と申しますのは、つまり第十号の規定は他人の使用といふものを禁止している規定でございす。それにつきまして有線放送電話といふものを行なつていけば当然これは他人が使用するわけでございます。そこで他人の使用といふものについて禁止の例外といふものを並べておりますが、その中にこの五の二といふものをつけ加へることによつて、それは含まれないのだということにしておるわけでございす。その他の規定は大体条文修正をいたした結果の文句の書きかえといふ程度に終つてゐるわけでございす。

以上、大体逐条的に御説明いたしました。○松井委員長 次に質疑の通告がありますので、これを許します。森本靖君。

○森本委員 ます最初に過日の大臣の提案理由の説明で、この法案を提案した理由といふものが述べられておりますけれども、この法案を提案した理由といふものがやはりどうしてものみ込めぬわけでありまして、この有線放送電話を今回提案をした理由といふものは、現在全国で行なつておるところの例の有線放送に関する法律においてでございす。き上つておるところの、いわゆる農村電話といふものが、現在の公衆電氣通信法並びに有線放送業務の運用の規正に関する法律の違反の疑いが非常に濃

けっこうだけれども、事農村における電話普及ということになってくると、これは農村だけに限らず、都会、農村すべての電話普及というのを考えての行政施策でなければならぬ。そういうことになってくると、その農村における電話の普及、奨励ということも、これは当然郵政省の責任としてやるべきじゃないか。そうやってくるならば、この予算の執行方法等について、当然郵政省が管理をしてしかるべきじゃないかというように私は考えるわけですが、その点どうですか、政務次官。

○伊東政府委員 ただいま森本委員のおっしゃることは、御意見としては当然でございます。ですからこの法律が成立したならばどうするかということ、を明らかにしておくことも、非常に大事なことであります。しかるにこの農村における有線放送が農林省の施策によって推進され、盛んになっておるのではありません。なお今後も全国的に普及される傾向を持っておるのではありません。そこでそのことは、農林省の通信、電話の不便から出た必然的な現象でございまして、農村の立場からいえば当然なことだと、こう思うのでございまして。そこでそれに強力なる規制をするというところは、農村の立場からいえばよくないのでございましてけれども、事電話に関する問題は、やはり郵政省の所管でございまして、違法をすれば、これを規制せざるを得ないのであります。そこでやはり郵政省及び電電公社は、どうしても農村の考えておる——

そうして農村の不便を緩和するためには、ただいま農村電話は、別個に公衆電話をかけてやるということとは、非常

常に農村では歓迎されておるわけでございます。

さらに私は電電公社としても他の方面からもう少し考えていたかなければならないと思つて、電話には電話区域がございまして、電話区域外はかけてくれないばかりでなく、電話区域内でさえも今のところでは十分に需要を満たしておらないのでございまして、この点についてはやはり電電公社としてもほんとうに農村の不便を緩和するために、他の方面からも考えても

らなければならぬ。そこで今度有線放送に電話が使えるということ、いま一つは農村における公衆電話が普及するということ、もう一つは電話区域における電電公社としての立場から電話を十分に普及してもらうという、この三つの問題を推進して、農村の電話という業務は、非常に農村の不便な人のための緩和ができ得ると、こう考えておるのでございまして。この点についても私も電電公社に対してもぜひ一つ御考慮を願いたいということを言っておるわけでございます。

そこで問題は、この法案の問題でございまして、森本委員は、これはどこまでも一本化して、そうして農林省の出しておる補助金のごときも何とかやはり考えるべきことじゃないかという御議論に対しては、一応その通りに考えますけれども、農林省の考え方は、やはり新農村建設の立場から、新農村を作るといふ意味合いにおける新しい通信組織網を建設する、こういうことは新農村建設の当然なことだと思つておるわけでございます。そこで意見がどううのも対立せざるを得ないのでござい

来の電話業務の上に適切でないと考えますので、やはりこの点は思想を統一しておくことは御意見の通りだと、こう考えますが、しからばそれを具体的にどういう工合にその思想を統一していくかということになると、非常にむずかしい問題のように考えられます。しかしやはり監督だけは郵政省が一本となつて推進すべきものだと思つております。

○森本委員 この法律で、完全に一本になつて指導監督はすることになつておるわけですが、それで今言われた農村の電話について、これは当然電電公社がやるべきものであるけれども、やらないから、こういうふうなものが農林省その他において計画をされ、また農民の声として出てきた、それは確かに政務次官がおっしゃられる通りであります。ところがこれは電電公社でもこの責任でもない。やはり政府の責任なのです。政府がそういうところの総合的な電話政策というものを持つて——電電公社の予算は、提案をする場合には当然政府内部において決定をする権限があるわけですから、農林省が考えておるそういう問題については、農林省はそういうことをやらなくともけつこうだ、われわれの方で十分に考えてやつていくのだということの

一つの強力な施策を郵政省がとつておれば、こういうことは起きなかつたわけですが、しかし過去のことを言つたところで仕方がないわけでありまして。そこで、これから先の農村の電話をいかに復興さすかという問題については、今ここにかかつておりますところの有線放送電話に関する法律によるところの電話と、今電電公社が考えてす

でに着手をしておりますところの無電話部落への設置と、それからさらに今回新しく考えておりますもので、詳細に質疑応答をやつて明らかにしてみなければまだわからないが、大体の輪郭が提示されておりますところの農村等の地域団体の加入電話、この三つを総合した観点から見てもいかなければ、農村の電話の普及はあり得ない。そういうことを考えた場合には、当然郵政省としては電電公社に対する指揮命令権はつきりあるわけですから、これはできるとして、実際に監督だけを握るいわゆる有線放送電話に関する法律だけでは、非常に心もとない気がするわけですが、そういう点で郵政省として、特にこれは政務次官、大臣の責任であります。この補助金等の問題については、この法律案がかりに通過することになった場合には、いまだ少し合理的に解決することをつせひ考へてもらいたい。このことななくしては、農村における電話行政の一元的な、完全な、有機的な連携というものはあり得ないというふうに私は考えておるわけですが、その点を一つ政務次官、大臣としては十分に今後努力するなり、その方向を明らかにしておいてもらいたい、こういうことをまず最初に聞いておるわけですが。

○伊東政府委員 非常に大事なことでございまして、やはりこの法律が出来ますら、有線放送の電話をさらに使わせるということになることは、よほど考えておかねばならぬことだと私は考えております。むろん区域外の電話はできないと制限しておりますけれども、将来やはり有線放送区域ができて、電電公社の電話は別として、制

限はしておるけれども、やはり区域同士の通話をするようになるのだということをおそれおるのではありません。むろんこの法律では制限をいたしております。もう一つは、監督はするけれども、やはり指導権を郵政省が握らなければならぬ。農村はただいまの有線放送でも、すべての設備において粗末なものが多いようではございまして、少くとも現在やつておるところは、村によつて違ひますけれども、五百万円から千万円の間を要しておる。それが数年も耐久力がないということになると、農村では、最初は非常に歓迎されるけれども、あとでは困るのじゃないかという点であります。こういふような点は、やはり指導していく機関がございせん。そうすると、農林省あたりにはこれを指導するために、もしも有線放送課というふうな一つの課でもこしらえるというふうな時代が来たときには、そこに郵政省と農林省の対立ができることを今から予測しなければならぬのでございまして、私はただ監督だけでなく、監督、指導の面をどうするかというのを、やはりこの機会に一つはつきりしておかなければならないと思つてございまして、その点については大臣にもお考えがあらましようし、さらにこれは電電公社との関連もございまして、よく検討いたしまして、やはりこの機会にはつきりしておく必要があるということだけを申し上げておきたいのであります。

○森本委員 私が心配している点も、今政務次官が言われた点と大体似ておるわけですが、実際に農林省がこの補助金を出す場合には、事電話に

関してはしろうとなんです。だから、とにかく当面電話が便利になりさえすればいいという考え方でこの補助金を出しているわけです。そうすると三年、四年、五年あるいは十年後における耐久力とか、将来の問題とかいうところまで考えて、これは農林省は出しておらぬわけです。だからそういう将来の五年、十年の先のことを考えてやろうとするならば、どうしても郵政省が一元的にやらなければ、そこに不合理が出てくるわけです。これはいかに農林省が、その有線放送電話課というような課を一課くらいこしらえてみたところが、そこまで十分に研究してやるといふ余地はないと思う。そういうことを考えた場合には、これは郵政省というものが、やはり正式に一元的に補助金その他の問題についてもやっていくべきだということ、これは郵政省の政務次官としては当然異論がないと私は思う。ただそこに各省のなわ張り争いとか、あるいはまた政府内部における関係の、いわゆる面子と申しますか、そういうところではなかなかやりにくい点はあると思いますけれども、しかしこれをどうしてもやらなければ、将来直ちに問題が起つてくるという点も、これは火を見るよりも明らかであります。だからこの点については――まあ政務次官の答弁としてはそれ以上のことはなかなかおぼつかしいと思ひますので、あとで大臣が来たときに、やはりこの問題については明らかにしておいてもらいたいと思ひますので、一つあなたの方から大臣にも、この問題についてははっきり連絡をしておいてもらって、あしたの質疑応答あたりでも明らかにしてもらおうように

お願いしたいと思ひます。

それでは、この条項の具体的な内容に入つて、若干御質問をしたいと思ひますが、第三条に「郵政大臣の許可を受けなければならぬ」ということになつてゐるわけでありますが、この許可を受けなければならぬという点については、これは現在すでに実施されているものについても全部許可を受けなければならぬ、こういうことになるわけですね。

○松田政府委員 その通りであります。

○森本委員 そうすると、現在やつてゐるところでも、かりにこの許可基準に合致しないということになれば、これは遺憾会釈もなしに不許可、こういうことになる、そのところははやめなければならぬということになるわけですね。

○松田政府委員 建前の上で申し上げますと、こういった制度は今度初めて認められますので、現在、これはいまだ無であつて、それから許可の申請があつて、許可されて初めてできる、法律論でございまして、そういうことになりまして、認められなければ、おっしゃる通りの結果になるわけでありまして、ただ実情をいろいろ勘案いたしまして、そうひひの結果にもならないのではないかと、いふに私も予測いたしておきます。

○森本委員 ひどい結果にならぬというところは想像であつて、あなたの方の資料をいろいろ見ても、全国的な内容をつぶさにつかんでゐることはとれませんが、かりにこの第四条の許可の基準に合致しないということが明らかにした場合、これは現在やつておるもの

でも、やはり不許可ということは当然あり得るわけでしょう。

○松田政府委員 法律上の建前からいいますと、その通りでございまして、

○森本委員 法律の建前からいけば、そういう不許可ということになる。その場合に、それでは補助金を出したところの農林省並びに自治庁の責任は一体どういふことになるかということについては、非常に疑問があらわれますが、これは農林省と自治庁の問題でありまして、この点では質問をいたしません。

しかしそういう問題も当然この第三条から出てくるというのを、私はこの際指摘しておきたいと思ふのです。郵政省の電気通信監理官の方では、具体的に全国的な内容といふものを、つぶさにつかんでおられますか。たとえば現在の経営方法、それからその経営者、実際の運用方法、そういうものを全部つぶさにつかんでおつて、大体この条項からはみ出るものはないという確信を持っておりますか。

○松田政府委員 実は今の態勢からいひまして、一つ一つの事例について詳細にかくのごとくおつておつて、うだといふところまではつかんでないわけでございますが、大体の事情といふものは、各地の電波監理局を通じていろいろ話も聞いておりますし、まあまあそういうことにもならぬという見通しを立てております。

○森本委員 まあまあ大体でございろうというのを頭の中で考えておる程度であるが、私に言わすなら、この第四条の三または四に適合するかどうかという点については、全国的に非常に疑問なものであるといふことなんです。私の調査した範囲内においても、

若干疑義の出るところが二、三あるわけでありまして、あなたの方は、大体この法律ならよろう、これならはみ出るものはないだろうという想定のもとに出しておると思ふのです。

それはそれとして、第四条の一号の問題であります。それがごくばやけた表現であります。「その住民が社会的経済的に相互に比較的關係を有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつてゐる地域を業務区域とするものであること。」というのを認定するのは結局郵政省の係官といふことになるわけでありまして、これは一体どういふことですか。

○松田政府委員 先ほどもちょっと申し上げましたように、この法の前段の規定はなかなか書き方がむずかしいので、わかりにくいところがあるようにも存じますが、私どもは農村共同体と申しますか、一種の共同社会と見られるような地域、都市的な関係が散漫になつてゐるものではなくて、比較的緊密な関係に立つてゐるという地域を予測してゐるわけでございます。

後段の方は、その地域の住民相互間の電話連絡といふものが、現在の状態では非常に不便になつてゐるという状況、その両方から考へて、そういう団体ならこの有線放送利用の電話といふものの必要性が非常に認められるし、認めていくのが妥当ではないかという見地から書いておるわけでございます。その場合にどの程度のことが一体これに入るのかといふことになる、これは具体的にいろいろな事態を考へてきめていかなければならないわけ

あります。電話の普及度合いということももちろん判断の資料になるのでございまして、けれども、そればかりではなくて、あるいは電話に対する必要の程度とか、住民の密度とか、地況とか、いろいろ考へ合わせて結論を得なければならぬと思つております。

○森本委員 今の説明ではさっぱりわからぬのです。それでは具体的に開きしたいと思ひます。今電電公社の電話の加入区域といふようなものはどうなつておりますか。

○松田政府委員 加入区域といふものとの関連はここに明言してございませぬが、加入区域といふものよりもむしろある意味で言へば、現在の電話が實際どのように設置されてゐるかといふことを考へ合せて、それによつてきめていかなければならぬのでございまして、加入区域といふものは、公社が電話をつけないければならないところをございまして、これはある程度公社の電話がついていくといふものがその前提としてあるわけでございます。それから、そういったものもある程度考慮の要素に入らると思ひます。しかし主として実際の電話がどういふ状況にあるかといふことから、やはり考慮していく必要があると思ひます。

○森本委員 私の質問より先走つて答弁をせられたのですが、私の言うのは、今の電電公社の加入区域といふものはどうなつておるか、こういうことです。もし電話の加入その他についての規定をあなたの方で御承知なければ、公社当局の方から御回答願つてけつこうです。

○松田政府委員 現在加入区域の設定

は実は公社がやることになっており、公社の電話局から若干の距離で、その間は少々近くても遠くても同一の料金でまかなうべきだというふうに考えられる程度を、一つの加入区域と考へて設定しております。その設定の基準につきましては公社の方から答弁してまいります。

○吉沢説明員 加入区域設定の基準ですが、ただいま監理官の方から概略の御説明があったように、大体電話局を中心としたしまして、その電話局に入る加入者をどの区域に置くか、こういうのが概念でございます。この区域の設定に当りまして、大事な要素は、やはりその電話局を中心とした経済的あるいは社会的な関係や行政区域で、かつまた設備、局舎、線路、こういうものは相当な投資が要るもので、この点から年経費と収入とのある程度のバランス、人口密度、あるいは五年先ほどのくらしい電話の需要が起るか、こういうことを総合的に考慮しまして、個々の実情に沿うようにやっていくわけでありまして、ただいまの基準といたしましては、電話局を中心として半径一キロくらいが一番少いのでございます。多くなりまして四キロくらい、こういうのが普通でございます。六大都市のように、同じ加入区域内にたくさん電話局があるところは、また別の考慮をしてやっておるわけでありまして、以上のような点におきまして、大体何級局はどういうような基準によつて、電話局を中心として何キロくらいにするかというように一応の基準はございますが、実情に適するように、その基準を当てはめていく。

く、こういうのが現在の方法でございます。

○森本委員 第四条の第一号というのは、今電電公社から説明があった加入区域と加入区域外とについて非常に関係があるわけですが、ちょっと公社の方にお聞きしますが、加入区域内であれば住民の方が電話をつけようという意思があるならば、今のところ大体つけ得るという可能性はありますか。

○吉沢説明員 実はこの点につきましては、普通加入区域は設備費の負担が要らずにどこへでもつけ得るべき義務がある、こういうことになっておりまして、ところが御存じのごとく建設資金が十分ないのでありまして、ことに今日全国的に見ますと、一個も電話のつかないという局があるわけであります。詰まりの局が相当あるのであります。従つてそういう点になりますと局舎をこしらへる、かつまた線路を施設するということができないと、公社としては希望があればいつでもつけるという状態ではないところが相当ございます。しかしこれは行く行くは少くとも普通加入区域はそういうような施設不能な点がないようにということで、五カ年計画またはさらに第二次、第三次の五カ年計画をもつて、その目標に到達するように努力しております。

○森本委員 そこで監理官の方にお尋ねいたしますが、第一号は、電話加入区域と加入区域外というふうに概念を分けて、今回の有線放送電話の第四条第一号の初めの方の趣旨からいいますならば、これは電話の、現在の公社における加入区域外というふうな概念をはつきりきめた方がいいのじゃないですか。

○松田政府委員 この点につきましてはおもろはんはつきりするという意味においては、区域外とか区域内とかいうことでもつていへば明瞭にはなるのでございましてけれども、先ほども申し上げたように、現在の電話の状況が、全般ではございまして、地域的に考えれば、区域内であつてもできていないところもあればできていないところもある。そこでそういうこともいろいろ考えますと、もちろん大部分が区域外にあるというふうなものはこれは当然に思ふのでございまして、区域内に入つておつても状況によつては不便となつていく地域というところで、認めなければならぬ地域もあるのではないかと、こういうことから、区域内、区域外ということをはつきり出さなかつたわけでありまして。

○森本委員 そういう考え方でこの条件を運用すると、私は将来運用に當つて非常に混乱を来たすのではないかと、いうことを考へておるわけです。だからこの条文は条文としても、この第一号の考え方というものは、ほとんど主として現在の電話加入区域外である。電話加入区域内にたまたま入るといふことは特殊な地域であつて、そうしてそれが場合によつては五軒ないし六軒というふうなもの、地理的にそういうことが考えられるということがあるにしても、実際問題としてはほとんどどこにいうところの地域は、現在の電話の加入区域外であるという考え方をもちこたないですか。

○松田政府委員 加入区域外が主として考へられているものはおもろはん問題ないわけではございまして、主としてそういうものではないと考へなければならぬという

ことは私も考へてないわけでありまして。

○森本委員 主としてという常識です。先ほど説明があったように、区域内というのはいくらも大体四キロ程度だ。電話局の所在地の四キロ以内で、こういう電話をつけるなんというのにおかしいのです。しかしまたまあ、そういうふうな特殊な地域があるならばこれは別です。だからこの第一号は主として電話加入区域外を考へるけれども、その特殊なケースとしては区域内もあり得る、こういうように解釈するのが正当ではないか。これは将来の法律の運用に當つての法の解釈の問題になるので、私は執拗にあなたに回答を求めておるわけです。そういうことを考へるのが電話行政の運営に當つては常識じゃないですか。私はすべて電話加入区域内、加入区域外とびつたり分けるというのを言つていいのじゃない。しかし概念的には一応この第一号の趣旨というものは、ほとんどが電話加入区域外である。こう考へるけれども、たまたま特殊なケース、特殊な地帯、特殊な地理的な条件というものがあつて得るので、そういう場合はまた別である。こう解釈するのがよいかどうかということをお聞きするわけでは。

○松田政府委員 区域外だけの問題でございまして、現在の有線電氣通信法の中にも区域外だけの電話をつける方法は残されておるわけではございまして、いわば区域外というものは、もちろん公社の使命としてはそういうところも将来達成しなければならぬわけではございまして、現在のところは公社としてはこれをやることはできない

いとしてきめられておるような地域でございまして、そういうところについての例外規定は現在有線電氣通信法にもあるわけでありまして、それだけで、まあいい切れないところでもつて、実際こういう事態が生まれてきておるわけではございまして、もちろんそういう地域は差しつかえないのでございましてけれども、問題が生じてきたのは区域内との関連において生まれてきておるという点が、この有線放送電話の実際の問題の起つてきたゆゑんでございまして。そこで私も少しは、これは区域内、区域外ということをおえつて言わないで、実際の電話の状況によつてそこを考へていく必要があるだろうというふうに考へております。

○森本委員 たとえばここに一つの電話局があつて、この一キロ半以内は一つの町の形式を整えておる。そういう場合、その電話局の電話交換がいばいであつて、当分つかない。しかしあと一年もすれば、その電話局に新しい局舎が建築されて、交換台もふえ、十分につくが、それまで待てないというところ、その電話局が一キロ以内の範囲で、たとえば現在の有線放送電話業務に関する法律において作つておるところもあるわけでは。そうなる場合、私は加入者のことを考へて言つておるわけですが、現実にはその電話局が一年先でできて、電話がつくことになつて、片方の農村電話の場合、は四年か五年あつては耐久力がなくなつて、またやりかえなければならぬ。そういうことになるよりは、電電公社の加入公衆電話として一年待つて入つた方がましなわけです。それが十キロも二十キロもということになれば別

でありますけれども、電話加入区域内で、一キロから四キロというところになるとすれば、これは将来電電公社の電話において解決がつくところなのであります。そういうことを考えた場合には、農村電話をこしらえること自体の人のことを考えてみても、この地域は電話加入区域内、加入区域外という概念は、許可する方によれば、私は持っているのではないかと。そういうことまで考えてやるのが、許可する方の老練心ではないかと思うのです。私は加入区域外、区域内をびたり分けるということをやつてもいいわけではな

い。この第一号の問題は、原則として電話加入区域外である、こういう概念に立つて施行していきたい。しかし特殊な地理的条件として、あるいは特殊なケースがあつて、どうしてもそこはやらなければならぬ、そういう場合には加入区域内でやる場合もあり得る。しかしそれはほとんど例外的な問題である、こういうことを一つの前提条件としてこの一号を解釈をし、運用していったらどうか。それは農村電話を行おうとする考え方に對しての老婆心ではないか。それは将来必ず起つてきます。どんな電電公社の電話が普及されていって、そうした場合には、その他にもつなぐことはできない。それからこれは、一般の公衆電話から見たら非常に不便な電話だ、その場合、その加入者にしてもいつまでも経済的な条件がそんなに低いとは考えられない。そうした場合に、やはり公衆電話に入りたいたと考えるのは当然だろうと思うのです。その場合はやはり公衆電話に切りかえていくということを考えるので、できるなら電話というものは農村電話的なものをこしらえるよりも、本来言うならば電電公社の公衆電話をつけるのが一番望ましいわけであ

る。それができないからこういふことを考へておるわけでしょう。この第一号の条件というものは、私が言うようにおつたり分けるということを言つておるわけじゃない。現在すでにやつておるもので、電話加入区域内のものも相当あるわけですね。そんなことを言つては困るから、そんなことを言つてはつきり言へと言つておるのじゃない。ただこれを解釈する場合に、この解釈というものは主として電話の加入区域外を考へるべきものだ、しかし例外的には加入区域内のものもあり得る、こういう解釈でどうか、こう聞いておるわけですよ。それでいいでしょう。

○松田政府委員 実は今森本先生のおつしやりましたような事柄は、この有線放送電話というものをわけようとする場合には、いろいろと検討されなければならぬ問題だと思ひます。従つてむしろ地元におきましては、あるいは電電公社の将来の見通しあるいはその地域の人のために對する考へえ、そういうものは事前にいろいろ相談をできるわけでもあつて、そうした地元の人々が公社の電話というものの計画がそういうことであらば、それではそれによつていこう、あるいはそういうふうな考へ方をきめるときにはやはり将来の問題も考へて、十分相談した上で出てきてもらいたいと思つておりますが、しかしここで一つ要案として考へなければならぬ事柄は、結局これでもつて行われております状況というものが、有線放送というものが有線放送設備というものを利用してこれが行われている。従つて前段に言つてありますように、いわば共同社会的というふうな意味から有線放送の必要性というものが非常にあつて、それにちよつとくつてやりたいたいのだ、しかも金はそんなに出不せないというふうな状況で必要性が起つてくる場合には、これは将来電話がつくぞ、こう言ひましても、その電話が一体どの範囲につくか、どの限度にそれが利用されるかといふことを考へ合せますと、必ずしもそれができるからこの有線放送電話は要らないといふことになるかどうかは、その地域の住民の判断によるわけでありまして、その電話は電話として別につけてほしいが、これはこれとしてやはりほしいのだといふ場合も考へられます。しかしそうかといつて、それが都市のようなどころへどんなでいていくことは、私どもは政策としては感心したことはないと思ひますので、この限度に抑えたいと思つておるわけでありま

すけれども、そういうものを全部押えて電電公社の電話がつくからやめなさいといふところまでは言えないのじゃないか、こういうふうな考へております。

○森本委員 そういう論理を持つてくると、これはもとへ戻らなければならぬのです。この法律案そのものを考へたのは、いわゆる有線放送業務として始めたけれども、その実態はすでに放送業務じゃないのだ。その実態はすでに通話にあるのだといふところまで来ておるわけですね。現にあなたと私が一緒に視察に行つて、そういうことであつたじゃないですか。現にそこまで来ておるから、だから現実にその電話というものを何とか規制をしなければならぬといふところから、この法律が出てきたわけでしょう。そういうことを考へると、なるほど第五の項に、「もつぱら通話の用に供するための線路がないこと」といふことはうたつてある。うたつてあるけれども実際にこれが運用されてきた場合には、その有線放送というものは、これは午前と午後とにかなりの時間が費されると思つても、實際問題として半分は電話に使へると思ふ。私は架空の論議をしてゐるわけではない。現実の問題として、半分以上は電話に使われていることは事實なんです。それでこれをつけたという希望を持つ者は、これはやはり電話が利用されるということが大きな魅力なんです。それでなければ、あの電話の送受話器をつけたものをつける必要はない。放送だけ聞いておればいい。わざわざラジオをつけて、それから電話をつけて、その上に公衆電話をつけるなんていうばかな人はおりませんよ。現実の問題として、公衆電話をつけてラジオをつける、こんな人はおりませんよ。それは農協の特殊なものだけ聞くと、これは便利だけれども、そうなるにつれて農協自体もまた考へなければならぬ問題になつてくると思ふ。そうすると實際につける農村の方々は、やはり電話といふものを主として考へてゐるわけですよ。そうなるにつれて、やはり私が言つたやうにその電話の使命の将来も考へてやるのがわれわれの老練心ではないか。電話行政をつかさどる者としては、そういう観点からいくなれば、やはりこれを言つてきたからどこにでもつけてやるといふことではなくして、そこはそれだけども将来はこつちの方の電話がつかまざるや、やるなら有線放送だけにしなさい、こう言つてやるのが老婆心でしよう。有線放送だけならばこの法律でなくともいいわけでしょう。前の法律でいいわけだ。これは電話のことを言つてゐるわけだから、そう言つてゐるわけだ。有線放送だけなら、それは加入区域だけれどもあなたはそこに送受話器をつけてやれば、あと一年もすれば電話局が開設されて電話がつくから、それは有線放送業務の運用の規正に關する法律の届出だけでやつたらいい、こう言へば私は親切になると思ふ。だからこの電話については第四号の第一号の考へ方、やはりその許可をする方の概念的な頭としては、今言つたやうに加入区域内、区域外といふものを一応頭に持つて當るべきではないか、こういうことを言つてゐるわけですよ。そこでちよつと質問をせらして、この有線放送業務と電話とは全然別個のものである、それはむしろ別個の考へ方ですよ。しかしつける方の人としては、これはやはり電話を利用するといふことが大きな魅力で現在つけておる。そのことを忘れてはいかぬですよ。そこで私は第四号の第一号に戻つて、今言つたような考へ方でこの法律を運用せられたらどうか、こう言つてゐるわけですよ。

○伊東政府委員 ただいま森本委員の意見には賛成であります。やはり原則的にはこれは電話区域以外に適用すべきものであつて、区域内にどんなこということをやらせれば、いよいよもつて混乱することは当然でございませう。しかし電電公社がみんなの要望に

沿わず架設してくれないから、農村は不便であるから、やむにやまれず起った現象でございます。その点を電電公社もよく考えていただかなければならぬのでございまして、私はこの際、やはり電電公社の意見を農村の人たちにたっぷり示していただきたい、こう思うのでございまして、これは私の口から申し上げるよりも、電電公社の副總裁がおいでになっておりますから、その農村の通信、電話の不便を緩和するために、無電話部落を解消する六カ年計画ができておりましたことが一つと、もう一つは区域外といえども団体加入も計画していただくと、あるいは多数加入の計画をしていただく、どんなこれを推進して実行に移していただくならば、今森本委員のおっしゃるようなことも従って農民の人たちによくわかってくれますから、この完全でない放送電話の利用よりも、ほんとうに電電公社がしっかりと公衆電話を無電話部落に徹底的にこの数年のうちにやっていただくというようにことを声明していただくと、農村の人たちも非常に歓迎するばかりでなく、この有線放送電話法に対する認識がでると思ひますから、一つ電電公社の意見をこの際御発表願ひたいと思ひます。いかがでございましょうか。

○森本委員 これは政務次官、十分考へてもらいたいのですが、電電公社に対する施策その他については、郵政省がその監督をもって電電公社に対して予算を出してきた場合に、この予算については農村の方が足らぬんじゃないか、お前の方はもっと農村の方の普及を考えたかどうかという責任はすべて政府当局にあるわけですから、電電公

社がやらぬからおれの方は知っちゃいけないということはないわけですが、今までの電電公社のやり方についても、財政的にやむを得ない点があったと思ひますけれども、私は昭和三十年の二十二年国会にここに出てきて以来、この電電公社の問題については絶えず叱咤激励してきたつもりなんです。今までは大体都会中心であった。これからはその電電公社の財政的な規模もきまつたので、農村等についても十分に考へていかなければならぬじゃないかということ、われわれの方からも強く要請して、去年から初めてこの無電話部落の解消ということをやろうと電電公社は始めることになったわけですが、しかしこれは電電公社当局の責任もありましかつても、何といつてもこれは政府です。政府がそういう方向にやらせ得たと思ひます。これは十分やらせ得たと思ひます。その点政務次官はしっかりと方でありまして、一つ誤解のないように、今の答弁を聞いておりますと、電電公社と政府とは全然別個であつて、電電公社一つやつてくれんかいなという陳情みたいな格好にもとれます。これは非常にみつともない格好になりますので、その点はあえて申し上げておきたいと思ひます。そこで政務次官もそういうふうにおつしやつておられますし、副總裁も来ておりますので、せつかくの機会でありまますから、副總裁からこの第四条の第一号にもからんで、将来における農村の電話の問題を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○伊東政府委員 ただいま森本委員からいろいろお話を聞いたのであります。私は農村電話ということに対しては非常な熱意を以前から持つておつたわけでございます。そこで有線放送電話の問題についても、この法律を出すのはいいか悪いのかということについては、非常に熱慮したのであります。せつかく農林省が奨励金まで出してやらせるのを、ここで規制するといふのはどうかということについては、相当苦心したのであります。しかしだんだんこの法案が緩和されて、かえつて農村の立場から有線放送と電話を兼用することがいいという確信のもとに成案し、今御審議を仰ぐわけでございます。この有線放送電話だけでは農村の電話問題は解決いたしませんから、どうしても電電公社がやらなければ、郵政省がそういうことを推進したいのじゃないかというわけでございます。これは独立採算制でもありますが、それは金を握つておるから、農村のようないふ立場であるし、また区域内でも滞積数も非常に多いのであります。それで解決できない点については、財政上の事情があることは当然でございまして、そこで私も郵政省といふ方法でやらしたいといふことの熱意に対しては、森本委員と同様の熱意を持つておるわけでありまして、電電公社としてもいろいろ相談いたしました結果、たゞいま有力なる構想を持つておるようでございますから、その構想を発表してもらえば、農村の人たちも有線放送に対する認識、あるいは電電公社が考へておる将来の農村の電話建設についての考へ方を認識してもらふことによつて、この法案がうまくいくのじゃないか、こういう意味で、私

が説明するよりも電電公社から説明してもらつた方がいいという意味で、さつきお答えしたようなわけでございます。

○副委員長 それでは農山漁村等における電話の普及改善対策について、公社において本年度より実施することにいたしましたおきま案について簡単に御説明申し上げます。

もうすでに御指摘を受けておりますように、農山漁村等におきまます電話の普及は相当低位にございます。二十年前ころのものを読んでみましても、当時農村が非常に疲弊していた。どうしても産業を興さなければいかぬというので、農村に簡易な電話を普及する、あるいは加入区域についても考え、料金制度についても考へるというような施策が、かつて当時の通信省において作られたのであります。その後御案内の事案から戦争になり敗戦ということ、その案が実施されなかつた。二十一年後の今日考へまして、私も農村等におきまます電話の普及の悪い点については、非常な責任を感じておるわけでございますが、何と申しまして非常に災害を受け、しかもわが国の復興は、一面から言へばおそいと言われたのでございまして、なかなかのスピードで復興してきた。従つて都市等におきまます電話の需要が、戦前に比べまして非常に強くなつた。敗戦当時の電話に比しまして今日五倍、六倍という数を見ましたが、それでもなお追いつけないという状況で、勢い農山村に対する電話がおくれておりました。しかしながらこれは一日もそのままに放置できませんので、さらに予算等についても政府の御配慮によりまして、今

年度からなお本格的に改善実施をしたいという考へであつたわけでありまます。こういう方面につきましても、まず加入区域外についての対策、この付近におきましてはほとんど電話はないのであります。私も無電話部落の解消ということにつきまして六カ年計画を今年度から立てまして、公衆電話一万八千個を六年間に作りまして、電話のない部落というものは全くないようにいたしたい。それから電話の需要の相当高まつておりますところについては、できるだけ経費が安く引けるように、多数共同電話あるいは群集電話というものを設置して参ります。在来こういう制度もございまして、けれども、区域外にわたる線路の建設等は加入者の方に負担していただくというふうな形になっておりましたが、これではどういふ負担にたえないというので、公社としましては公衆電話の線路をつけますと同時に、それを利用いたしまして、その線路の負担を全く除外いたしまして、割合に経費を安くつけられるようにします。こういうふうになりますと、かなり農村等に電話をつけることが可能になつて参ります。在来ある制度でございまして、この経費の点で普及してなかつたという点をこの際改めたい、こういう考へでございます。同時に新しい電話の設置をやりますと、遠距離につきましては不経済でございまして、小さな交換機を置まして簡易な交換事務を開始していきたい。そうしますと、それらの経費は一切公社の負担になりますので、一加入区域内の電話となつて、区域外が区域内の電話ということになりまして、電話が安くついていくとい

それからだいま森本委員からいろいろ御質問がありました加入区域内におきましても、農山漁村等においては申し込んでもつかないじゃないか、またあるいは有線放送電話との混合というような問題もあるという御指摘があった。私もこれも六カ年計画におきまして、大体八割程度の需要は完全に消化できるようにしたい、原則として、加入区域内におきましては、当然直ちに電話がつかなければならぬ、これは都市といわず農村といわず、毎年四、五十万の電話の申し込みにをそのまま残しておくような現状におきまして一筆には解決できません。

と義務が当然出てくるわけですが、そういう点を考えてみると、こういう有線放送電話というものが、私用であつたにしろ何であつたにしろ、一つの大きな電電公社に対しても刺激剤になつたことは、私は一つの効果だろうと考へているわけです。確かにその点ほどあなたが言つてもはつきり言えると思ひます。しかし公社当局としてもこういう刺激剤がなければやらないということではなくて、一つ将来もこの問題については十分に考へてやつてもらひたい、こう考へているわけですが、そういう意味から考えると、このいわゆる農村電話というものも大きな意義が

らないというふうに考えておりますが、実際問題として考えますと、そういうものはおそらく少数ではないかというふうに予想しております。

○森本委員 これは機協とか地方公共団体がやれば一番問題がないと思いますが、個人あるいは団体が営利を目的としないで行うという場合でも、個人が行うとなりますと非常に危険性があると思います。そこで営利を目的として行うものでないということについては、あなたの方ではどこでそういうことを解釈し、判断をするか、この点について一つ明らかにしてもらいたいと思います。これは相撲茶屋みたいにい

なつても困ると思ひますから。

○松田政府委員 もちろんこの申請を出してもらいます場合に、その次の第四号にありますようにその業務を適確に遂行するに足る経理的基礎があるという意味でも、これの判定せられるような資料というものは許可の材料として、いろいろ出していただかなければならないというふうにも考えておりますので、そういった資料その他を全部調べまして、その運営目的というものが営利をはかるにあるかどうかというものを判定することにしたいと思つております。

○森本委員 それは優秀な係官が認定するのだから間違ひはないと思ひますけれども、これは個人がやっても事実問題として十分採算がとれるのです。だから営利を目的として行うものでないということについて、法律ではつきりうたうことはいいいです。ただそれをどういう具体的な基準をもつて当てはめるのかというこのあなたの方の考え方を、一つ明らかにしていただきたいということなのです。具体的にそれその計画があがつてくる、それを個々に検討してどうこうということではなくして、たとえば利潤がどうだ、その場合には利潤がどれくらい上る、そうした場合には実際にはその加入料を取らなければ取らない、下げるなら下げる、そういう一つの基準が要るのじゃないですか。そうしないと一方では加入料をたとえば月百円なら百円、一方では二百円取るとした場合も出てきましようし、また上つてくる利潤についても違つてくる。そこでそういうものの具体的な一つの基準を作る必要はないか、こういうことを聞いています。

わけです。

○松田政府委員 基準と申しまして、実はここで書いてございますように一つには有線放送電話の業務と、同時に有線放送の業務の両方をここで考へることとしております。その場合に利潤追求の目的でやるかどうかというようなことは結局両方考え合せて、たとえば施設に最初投下された資金とか、あるいはその後のこれに対する償却の關係とか、その場合に取つて参ります料金について、そういったものは全部この材料として提供していただきまして、そういうものによつて利益を生むことを目的としておるといふふうに見られるものは、この条項によつて許可することができませんし、そうでないと考えられるものは当然許可していく。またその実際の動きから考えましても、第七條によりまして契約約款というものの届出もしてもらふことにしておきますから、もし初め言つてきたことと違ふようなことを言つてくるようなことがあれば、相当私も注意しなければならぬと思つております。そういう点を基準としてきめると素はある意味では理論的にはつきりしてくるものでございまして、そういうものを全体判定の要素といたしまして、営利を追求するものかどうかということをきめたいと思ひます。もちろん地方の機関に対しましては、そういった判定の要素は当然とはいふもののいろいろ考慮するようにということとは、適度によつて十分示したいとは考へております。

○森本委員 これは七條の契約その他

を定める場合の問題のときにも出てきますので、今の答弁ではまだ若干不満足でありますから、そのときに一緒にやることにいたします。

次の第四号の経理的基礎があることという点についても、第七條に關連をしていくわけでありますが、これは一体どういう程度の認定をし、またどういう程度を一応の基準に考へるかという点も明らかにしてもらわなければならぬと思ひます。しかし第七條とも相當關連がありますのでそのとき一緒にやりたいと思ひますが、もしこの第四号の問題についても、あなたの方でお考へになつていく基準あるいはまた判断の方法というものについてのお考へがあれば、明示願ひたいと思ひます。

○松田政府委員 この点も先ほどの第三号の問題とも關連いたしますし、もちろん森本先生のおっしゃいましたようにあとの問題とも關連してくるわけでありまして、ただ経理的基礎と書きましたのは、要するにある資金が場合によつたらよそから供給されていく、従つてその事業の運営によつて出てくる収入のみでまかなつていくということではなくても、とにかくその事業は續けていけることが経理的に明らかになつていくということであれば、この条項は満たされていくと考へております。

○森本委員 私の質問はまだあとずつと各条項を追つていたしますけれども、時間がきておりますので明日に譲りまして、本日の私の質問はこれで終ります。

○松井委員長 次会は明八日午前十時より開會することとし、本日はこれに

て散會をいたします。

午後零時三十九分散會